

求職者等に対するセクシャルハラスメント防止に関する基本方針

秋山木材産業株式会社(以下「当社」)は、「求職者等に対するセクシャルハラスメント防止に関する基本方針」を策定いたしました。当社は、採用活動、インターンシップおよび会社説明会等(以下「採用活動等」という)において、すべての求職者等(応募者、インターンシップ参加者、学校関係者等)の人格と尊厳を尊重し、求職者等が公正な環境で能力を発揮できるよう努めます。以下、策定内容となります。ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

1. セクシャルハラスメントの禁止

採用活動等において、優越的な立場を利用した性的な言動や、求職者に不快感を与える不適切な要求・連絡など、就活セクシャルハラスメントに該当する行為を一切行いません。また、これを容認しません。

[行為例]

性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報を意図的に流布すること
性的な関係を強要すること、必要なく身体に触ること
わいせつな図画を配布すること 等

2. 方針の周知・徹底

本方針を役員およびすべての従業員(採用担当者、面接官を含む)に周知・啓発し、公正かつ安全な採用活動を徹底します。

3. 相談・苦情への対応体制

求職者等からのハラスメントに関する相談・苦情を受け付ける専用窓口を設置し、適切かつ迅速に対応します。◆相談窓口◆https://akiyamalumbers.co.jp/contact/#mail_contact

4. 事実確認と厳正な処置

相談があった場合は、事実関係を迅速に確認します。ハラスメントの事実が確認された場合、行為者に対して就業規則等に基づき厳正な処分を行います。

5. 不利益取扱いの禁止

相談を行ったこと、または事実確認に協力したことを理由として、求職者等や従業員に不利益な取扱いを行いません。



制定日：2026年10月1日

秋山木材産業株式会社